

# 茨城県議会事務局業務継続計画

令和2年11月26日議長決裁

## 1 目的・効果

大規模な地震が発生した場合における本県の基本的な指針を定めた「茨城県業務継続計画（平成24年9月）」を踏まえ、茨城県議会事務局（以下「県議会事務局」という。）における業務継続計画及び計画に基づく業務継続マニュアルを策定する。

大規模地震により、議事堂や職員自身も被災し、利用できる資源が制約を受ける状況下において「応急対策業務」や「優先度の高い復旧対策業務」を実施しつつ、「優先度の高い通常業務」についても維持するため、必要な措置を講じることにより、業務立ち上げ時間の短縮や発災後の速やかな業務レベル向上を図るものとする。

なお、本計画は、大規模な地震以外の災害等の発生時においても準用するものとする。

## 2 業務継続の基本方針

- ① 災害等発生時の議会及び議員活動が円滑にできるよう支援業務を最優先
- ② 業務を円滑に行うため、業務の優先順位をあらかじめ整理し、緊急性や優先度の低い業務は大幅に縮小（又は休止・中止）
- ③ 非常時優先業務の実施に必要な人員や物資など、資源の確保策や代替策等をあらかじめ検討・準備
- ④ これらを実現するため、各課室を単位とした業務継続マニュアルを作成

## 3 地震による被害が業務に与える影響

各課室は、地震による被害を以下のとおり想定し、業務執行環境（施設・庁舎・設備）や、業務資源（人員・物資・機材など）にどのような影響があるか考える。

- ① 地震の種類や発生場所は限定しない  
県内すべての地域で大きな被害が生じる可能性を念頭に置いて、業務の継続を考える。
  - ・ 県内又は県外で震度6強以上が観測され、県内に相当な被害が予想される場合（又は大津波の発生が予想される場合）
- ② 地震の発生時期等は業務に最も影響を与える最悪の状況を考える  
時間帯や季節によって対応がより困難となる場合もあるため、原則とし

て次のとおり最悪の状況を具体的に想定して、業務の継続を考える。

- ・ 冬の夕方など(夕方の火災多発による社会的混乱, 深夜の停電など初動業務遂行が困難)
- ・ 日曜日(職員の参集困難, 業務関係先の休日, 翌朝から通常業務発生)
- ・ 議会の会期中(予定していた審議・議決ができず, 議事の遅延等が発生)

#### 4 業務継続マニュアルの策定

各課室が、それぞれ発災時に行うべき業務の選定及び必要な人員の把握を行うとともに、それぞれの状況に応じた課題や対応策を検討し、「業務継続マニュアル」を策定して実行することにより、県議会として非常時優先業務を継続実施できるようにする。

##### 【策定手順】

次の手順により業務継続マニュアルを策定するとともに、発災時等の職員及び議員の対応をわかりやすく示したフロー図を整理する。

- ① 各課室の非常時優先業務を抽出して業務ごとに優先度を設定
  - ア 大規模地震発生時に行うべき「応急対策業務」を抽出して優先度を5段階(A～E)で設定し、必要職員数を把握して整理する。
  - イ 大規模地震発生時でも継続(又は早期復旧)すべき「優先度の高い通常業務」を抽出し、必要職員数を把握して整理する。

##### ※応急対策業務・優先度の高い復旧業務の選定基準

区分	業務優先度				
	高い	←	→	低い	
	A	B	C	D	E
業務の復旧状態に到達するまでの時間 (又は開始・着手)	直ちに	24時間以内	3日間以内	1週間以内	2週間以内

- ② 地震による被害が各課室の業務に与える影響を想定
  - ア 議事堂の耐震性を把握するとともに、議員の参集状況(本会議や委員会等の開催など)を想定して整理する。
  - イ 業務に与える影響(議事堂の損壊, 職員や物資の不足, ライフライン供給の支障など)を想定して整理する。
- ③ 各課室の課題及び課題対応策の検討・整理
  - ②で想定した影響を考慮し、非常時優先業務の継続実施に関する課題の対応策を検討して整理する。

④ マニュアル策定における調整

B C P管理者（次長兼総務課長）は，各機関が業務を継続実施するための課題対応策を検討・整理するに際して，各課室間の調整を行う。

5 業務継続計画・マニュアルの維持管理

業務継続計画・マニュアルについては，策定後，継続的に研修・訓練の実施や点検・検証の実施を行い，必要時に見直しを行うなど，P D C Aサイクルによる最適化に努めるものとする。

6 他の規程との整合性

発災時の対応にあたっては，既存の災害関連の規程と整合性を図りながら業務を行うこととし，必要に応じて対応に係る規定等を整備するものとする（関連規定はマニュアルに添付）。